

Global Japanese Practice タイニュースレター 2026 年 5 月

タイ長期滞在ビザ（LTR ビザ）の要件緩和

お客様各位

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

タイ政府が推進する**長期滞在ビザ（Long-Term Resident Visa、以下「LTR ビザ」）制度**について、高度専門家（Highly-Skilled Professional）を対象とする産業区分の見直しがなされ、BOI のウェブサイトに掲載されましたのでお知らせいたします。今回の改正は、従来「次世代自動車産業」「スマートエレクトロニクス産業」など、比較的限定的な表現が用いられていたターゲット産業について、**より包括的な産業名称に変更**されており、**実質的に要件が緩和**（拡大）されたと解釈できます。これにより、LTR 制度の活用可能性が、より幅広い業種・企業に広がることが期待されます。

Ⅰ. LTR ビザの概要

LTR ビザは、タイ政府が高度人材および外国投資を呼び込む目的で導入した長期滞在ビザ制度で、対象者は以下の **4 つのカテゴリー**に分類されます。

高所得者 **（Wealthy Global Citizens）**	海外を含む安定した高所得・資産を有し、タイに長期滞在する富裕層
富裕退職者 **（Wealthy Pensioners）**	一定の資産・年金収入を背景に、タイで長期滞在する退職者
海外有力企業で働くリモートワーカー **（Work-from-Thailand Professionals）**	海外の企業に雇用されたまま、タイからリモートで業務を行う専門人材
高度専門家 **（Highly-Skilled Professionals）**	タイのターゲット産業に従事し、専門的知識・経験を有する外国人プロフェッショナル

主な特典としては、最長 10 年間の滞在許可・外国人 1 人につきタイ人 4 人雇用要件の免除・90 日レポートの年 1 回化・タイ国外所得に対しての個人所得税免除等が挙げられます。

高度専門家向けのみの個別恩典

上記の恩典に加え、高度専門家として認定された場合、タイ個人所得税の軽減税率適用が付与されます。 タイの個人所得税は、通常は最高税率 35%の累進税率が適用されますが、LTR ビザ保有者については、一律 **17%の税率が適用**されます。そのため、タイへの赴任や長期滞在を予定している外国人専門人材の皆様にとって、**税負担が大幅に軽減**されます。

Ⅱ.今回の改正：ターゲット産業の緩和（拡大）

今回の改正では、**LTR 高度専門家の対象となるターゲット産業について、名称および範囲が実質的に拡大**されました。従来は比較的限定的・先端的な表現が用いられていましたが、改正後はより包括的な表現に変更されています。

No.	従来の名称（旧）	改正後の名称（新）
1	次世代自動車産業	**自動車産業**
2	スマートエレクトロニクス産業	**エレクトロニクス産業**
3	高級観光産業	**富裕観光産業**
4	農業・バイオテクノロジー産業	**農業・食品・バイオテクノロジー産業**
5	航空産業	**航空・航空宇宙・宇宙産業**
6	医療・総合ヘルスケア産業	**医療産業**
7	オートメーション・ロボット産業	（変更なし）
8	バイオ燃料・バイオ化学産業	（変更なし）
9	デジタル産業	（変更なし）
10	防衛産業	（変更なし）
11	石油化学産業	（変更なし）
12	IBC（国際ビジネスセンター）等	（変更なし）

KPMG の見解

今回のターゲット産業の緩和により、**LTR ビザの最大のメリットが期待されるであろう「個人所得税率 17%」の適用を検討できる企業・社員の範囲が拡大**した点は、日系企業にとって非常に前向きな改正といえます。具体的にどの程度まで対象が広がるのかについては、法令上、明確な例示はされていないものの、タイ政府として海外からより多くの駐在員を誘致することを目的としていることからも、実務上、一定の柔軟な運用が期待されます。通常の個人所得税率（最高 35%）と比較すると税負担の差は大きく、多くの日系企業で個人所得税を会社負担としている実態を踏まえると、人件費全体のコスト削減効果は非常に大きいといえます。こうした明確なコストメリットを最大限に活かす観点からも上記産業に該当しそうな会社様については LTR ビザの検討をされるのがよろしいかと思います。

本ニュースレターの内容につきご質問がございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

KPMG 税務担当者

伊藤　進
ディレクター
E: sito1@kpmg.co.th



金澤　学
ディレクター
E: mkanazawa1@kpmg.co.t



KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト
過去のニュースレター一覧

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

---

kpmg.com/th

Privacy | Legal

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please click here to unsubscribe.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2026 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization